

## 3/30団体交渉を終えて（声明）

1. 3月30日に行われた団体交渉で、大学は脱法的人事方針を変更せず、ついに雇い止めが現実のものとなった。3月31日付で雇い止めされた非常勤職員は、大学の調べによると473名（2018年1月1日現在。自己都合での離職者を含む）とのことである。当事者たちの希望を踏みにじり、社会的な批判をも顧みず、このような大量の雇い止めを現実に発生させたことに対して、我々は改めて強く抗議する。
2. 大学側は、雇い止めを行う理由について依然として十分な説明ができない。財政的な困難について説明があったが、一方で事業規模自体は拡大しており、また今後とも拡大していくことについてはこれを肯定した。業務内容の変化、新たな職種の発生なども挙げられたが、そうした変化は2017年度末に限って発生したのではなく、2017年度末をもって一斉に非常勤職員を入れ替える合理的理由にはならない。客観的には、無期転換権の発生を阻止することが最大の、かつ唯一の理由であることは明らかである。
3. 東北大学は、社会的な批判の的となるであろう。この理不尽な人事制度を転換し、今回の大量雇止めを撤回することのみが、東北大学が名誉を回復する術である。
4. 雇い止めの撤回と復職を目指す方々の闘いについて、組合はこれを全面的に支援し、ともに闘うことを改めて表明する。

2018年4月4日

**東北大学職員組合執行委員会**